

平成18年11月

逗子市教育委員会定例会

平成18年11月30日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成18年11月30日逗子市教育委員会11月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

出席者

委 員 長	小 島 裕 子
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	村 松 邦 彦
教 育 委 員	吉 崎 久 治
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	新 明 武
教 育 部 担 当 部 長	森 本 博 和
(文化・教育ゾーン担当)	
教 育 部 次 長	嶋 六 三
教 育 部 次 長	武 藤 正 廣
教 育 総 務 課 長	草 柳 清
学 校 教 育 課 長	倉 地 正 行
学 校 教 育 課 主 幹	柳 原 正 廣
生 涯 学 習 課 長	矢 島 茂 生
体 育 課 長	石 井 義 雄
兼 体 育 館 長	
教 育 研 究 所 長	佐 藤 真 澄
図 書 館 長	川 上 喜 久 夫
文化プラザホール主幹	小 俣 雄 司
((仮称)生涯学習棟担当)	

事務局

教育総務課副主幹

館 兼 好

庶務係長事務取扱

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

閉会時刻 午後 2 時 5 8 分

会議録署名委員決定 吉崎委員、村松委員

小島委員長

会議に先立ちまして、傍聴の皆様をお願い申し上げます。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただく場合がありますので、御了承ください。

小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年逗子市教育委員会11月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は吉委員、村松委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

日程第1「9月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第1「9月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

9月会議録について御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議がないようですので、9月定例会会議録は承認をいたします。

村松委員、五十嵐委員、会議録に御署名をお願いします。

日程第2「10月定例会会議録の承認について」

小島委員長

日程第2「10月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

よろしいですか。では、御異議がないようですので、10月定例会会議録は承認をいたします。

五十嵐委員、吉崎委員、会議録に御署名をお願いします。

日程第3「教育長報告事項」

小島委員長

日程第3「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長から報告をお願いいたします。

村上教育長

前回の定例会の次の日から早速会議がありまして、レジメに5つありますが、4回の会議と1回の研修会がございました。

レジメの1番目の県・市町村教育委員会教育長会議は10月20日、県の総合教育センターで開催されました。議題が5つございました。1点目につきましては、相変わらず続いている教職員の事故、不祥事について。10月段階で昨年度の発生件数が17件超え、ついては、県・市町村共同の一層の取り組みをやっていきたいと思いますという話がありました。2点目は、入学式・卒業式の国旗掲揚・国歌斉唱についてです。これについては御存じのように、東京地裁の判決で東京都教育委員会が敗訴いたしました。神奈川県の場合は、これまで同様で、学習指導要領に基づき指導すると、これまでの対応に変わりはないというコメントがありました。3点目につきましては、いじめについてです。これまでどおり、未然防止に向けた取り組み強化をしっかりとやっていきたいと思います。県のいじめ防止チェック表を送付いたします。については市町村で活用をということで、お話がありました。4点目につきましては、学校と警察の情報連携について、これまで個人情報の取り扱いで問題になっておりましたが、9月11日、ようやく県教委と県警と話し合いがまとまりまして、積極的に連携推進を行い、問題解決に当たることとなったということです。5点目につきましては、神奈川の教育と人づくりの根幹となるかながわ教育ビジョンについてですが、県民の声を反映するワークショップが大体終わりましたので、今月初め、最後のつめが終わって、それで骨子がまとまりつつあるという段階の報告がありました。

次の会議は10月31日、鎌倉芸術館で神奈川県都市教育長協議会臨時総会があり、内容的には本年度の会務報告と新役員の決定ということで、短い時間で終わっております。

3つ目の会議は11月9日、海老名市で県都市教育長連合会の総会がございました。1点目については、この時期大切な来年度の各団体からの重要な大会開催についての補助金の要望等を受けて、その内容確認をさせていただきました。2点目といたしましては、市町村教育委員会から来年度の県の予算編成に対する要望書の提出の最終チェックを行いまして、その

確認したものを県の方に届けますということ。その要望事項というのは116件ございます。教職員に関すること、施設設備、教材その他、給食、そのほかということで、非常に多岐にわたっております。

4つ目の事項は、委員さんも御一緒でありました11月17日、平塚の美術館で行われた県市町村教育委員会連合会の研修会です。内容については、御存じのように文科省の教育企画課長補佐さんから、最近の教育をめぐる話題についてという演題でお話がありました。会議については以上でございます。

それから、最後にいじめについてですが、大変深刻に感じております。さらに対応を、慎重な対応を図っていくべきと感じているところですが、先月の定例会で報告した後、新聞報道でも御存じのとおり、11月17日付で伊吹文科大臣、松沢県知事、引地県教育長から、子供たち、保護者、地域の方へ向けた、いじめをやめようというメッセージが全学校の児童・生徒に配布しております。いじめ防止、撲滅に向けて今後もこうした地域、市民、あるいは関係団体と連携しつつ取り組んでいくつもりでございます。

最後に、報告事項の第4回市議会定例会につきましては、部長より報告をいたします。

小島委員長

ありがとうございました。では引き続き部長、お願いいたします。

新明教育部長

それでは、平成18年逗子市議会第4回定例会の概要について御報告させていただきます。市議会第4回定例会は、平成18年11月7日から11月20日までの14日間を会期として開催されました。今定例会の提出議案等につきましては、報告1件、議案は閉会中継続審査案件を含め13件、陳情は閉会中継続審査案件を含め19件ございまして、そのうち教育委員会関係のものについて御報告いたします。

まず、11月7日の本会議におきまして、議案第77号として文化・教育ゾーン整備事業第2期工事として実施しております生涯学習棟の管理運営等、必要な事項を規定する条例であります逗子文化プラザ市民交流センター条例の制定について、また議案第83号として人事異動等に伴う職員給与費の不足額及び不用額並びに逗子小学校体育館の舞台機構を初めとする屋内プール、会議室等の備品購入経費2,200万円を計上いたしました平成18年度一般会計補正予算(第6号)が提案されまして、両議案とも教育民生常任委員会に付託されたほか、今定例会におきまして新たに提出されました陳情第37号小学校プールの開放事業についての陳情が教育民生常任委員会に付託されまして、本会議は終了いたしました。

また、翌日の8日に教育民生常任委員会が開催されまして、議案第77号逗子文化プラザ市民交流センター条例の制定について、また議案第83号平成18年度一般会計補正予算（第6号）の議案審議がなされまして、審議の結果、両議案とも全会一致をもって可決されたほか、陳情第37号小学校プールの開放についての陳情につきましては全会一致をもって了承、さらに市議会第3回定例会から継続審査になっておりました陳情第25号国・県に私学助成制度の拡充を求める意見書の採択と逗子市の私学助成制度拡充を求める陳情につきましては、慎重審査を求める立場から継続審査を求める動議が出されまして、賛成多数により継続審査とされ、教育民生常任委員会は閉会となりました。

その後、11月20日に本会議が開催されまして、議案第77号逗子文化プラザ市民交流センター条例の制定につきましては、賛成多数により可決されたほか、他の議案等につきましては教育民生常任委員会の審査結果と同様の議決がなされております。

引き続き一般質問に入りまして、今回、教育委員会に係る質問は3名の議員からなされ、まず小林議員から、古文書閲覧スペースの確保と複写機の利用について、いじめの実態と対応について、防災無線による児童・生徒の下校周知について。長島議員から、学校給食のアウトソーシングの検討スケジュールについて、中学校に学校給食を導入する場合のアウトソーシングの考え方について、図書館のアウトソーシングに向けての見積り等について。橋爪議員から、学区希望制の今後の課題と方向性及び優先的配慮の実態について、2学期制施行のデメリットの対応と結果、及び夏休みの対応について、全国学力学習状況調査に対する教育長の見解についての質問がなされまして、これら質問の答弁につきましては、事前に御配付いたしております答弁書に沿って答弁をいたしております。

一般質問終了後、市長から退任のあいさつが行われまして、今定例会は閉会いたします。

以上、雑駁ではありますが、平成18年逗子市議会第4回定例会の概要についての報告を終わらせていただきます。

小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

特によろしいですか。

では、特にないようですので、教育長報告事項について終わります。

日程第4「報告第19号逗子文化プラザ市民交流センター条例制定の申出について」

日程第5「報告第20号議案（逗子文化プラザ市民交流センター条例）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

次に、日程第4「報告第19号逗子文化プラザ市民交流センター条例制定の申出について」、続きまして日程第5「報告第20号議案（逗子文化プラザ市民交流センター条例）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」、この2件を一括議題といたします。

事務局より御報告をお願いいたします。

小俣文化プラザホール主幹

では、日程第4報告第19号逗子文化プラザ市民交流センター条例制定の申出について及び日程第5報告第20号議案（逗子文化プラザ市民交流センター条例）作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について、一括御説明申し上げます。

前回、教育委員会10月定例会におきまして市長から提出されました逗子市教育委員会への事務の委任に係る協議について御了承をいただき、これを受け、市長に10月20日付で了承する旨回答いたしましたところでございます。この回答に基づき、教育委員会事務局において（仮称）逗子文化プラザ市民交流センター条例（案）を作成し、10月26日付で報告第19号のとおり逗子文化プラザ市民交流センター条例制定について市長に申し出を行ったところ、これを受け、同日付をもって市長から市議会第4回定例会に同条例案を提案するに際しての意見照会があり、10月27日付で報告第20号のとおり了承する旨の回答を行ったものでございます。これら逗子文化プラザ市民交流センター条例の制定について並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、逗子文化プラザ市民交流センター条例制定の意見回答につきましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認を求めます。

それでは、逗子文化プラザ市民交流センター条例案につきまして御説明いたしますので、参考資料として御配付いたしております逗子市文化・教育ゾーン整備事業（仮称）市民交流センター概要の図面をごらんください。2枚目以降になりますけれども、まず、本条例の対象となりますのは、各階の緑部分となります。具体的には、地下1階屋内温水プールのすべて、1階の学童保育等を除く部分、2階、逗子小学校の特別教室等のオレンジ色の部分と3

階、体育館全部を除く部分となります。

次に、条例案をごらんください。本条例は、現在建設中であります生涯学習棟の逗子文化プラザ市民交流センターの平成19年度開館に伴い、その管理運営について必要な事項を定めるもので、続けて条を追って御説明申し上げます。

第1条はこの条例の趣旨を、第2条は市民交流センターの設置について、第3条は市民交流センターの市民活動スペース、生涯学習スペース及び屋内温水プールで実施する目的について、第4条は施設の管理運営について、第5条は職員の配置を規定したものです。第6条は市民交流センターの具体的使用に際しての一定の許可や制限を規定したものです。第7条は使用料の納付、別表で市民交流センターの使用料等について規定したものです。第8条は、ただし書き規定を除き、使用料については還付しないことを規定したものです。第9条は市民交流センターに特別な設備を設置する場合や物品の売買その他の行為の許可について規定したものです。第10条は市民交流センターの利用者に使用許可の停止または取り消しについて規定したものです。第11条は使用の権利の譲渡または転貸の禁止について規定したものです。第12条は市民交流センターの入館者に入館の禁止または退館について規定したものです。第13条は市民交流センター使用後の原状回復の義務について規定したものです。第14条は市民交流センターを故意に損傷した場合等の損害賠償について規定したものです。第15条は規則への委任について規定したものです。附則につきましては、公布の日から起算して10月を超えない範囲内で、規則で定める日を施行日とするものです。

なお、この条例案は、先ほど教育長から報告がありましたように、市議会第4回定例会に提案され、今月20日の本会議において賛成多数により可決されております。

また、逗子文化プラザ市民交流センター条例施行規則（案）を御配付しておりますけれども、後日の定例会において議案として提案させていただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、雑駁ではありますが、説明を終了させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

小島委員長

ありがとうございました。では、本件につきまして、本件2件ですね、御質疑、御意見ございますか。

五十嵐委員

御説明はよくわかったんですけども、何を承認すればいいのかよくわからなかったの、

それを御説明いただけますか。

小俣文化プラザホール主幹

専決処分いたしましたので、その専決処分について御了承をお願いします。

五十嵐委員

専決処分がされたことについて承認すればいいんですか。

小俣文化プラザホール主幹

はい、専決処分について御承認をお願いいたしたいと思います。

五十嵐委員

例えば、1枚の紙に書いてあるものとか、半分の内容とかでしたら、急施を要して後からこの場でということも、これまでも何回かあったと思うんですが、少なくとも4ページ、5ページ、6ページにわたるものについて、今ここで見せていただいて、急施を要したからということで専決したから意見をと言われてもちょっと、どういうふうに意見を言っているのかわからないんですけれども。1つだけじゃあ質問させていただきますと、使用料について、どういう根拠で決められたのかだけ、ちょっと教えていただけますか。

小俣文化プラザホール主幹

これは、逗子市受益者負担検討委員会という組織がありまして、そこから報告されました使用料・手数料等の見直しに当たっての指針ということで、これに沿って設定いたしました。

小島委員長

五十嵐委員、よろしいですか。

村松委員

これを逗子文化プラザ交流センター、ランニングコストはどのくらい年間かかりますか。それでどのくらい赤字が出ますか、今の予測でいくと。

小俣文化プラザホール主幹

人件費を除きまして8,400万円ぐらいです。

村松委員

収入は。

小俣文化プラザホール主幹

3,200万円です。

村松委員

5,200万円が差し引き赤字が出るということですね。これはもう予算は出してあるわけ

ですか。

小俣文化プラザホール主幹

まだ来年度に向けてということです。

小島委員長

よろしいですか、ほかに御質疑など。

それでは、吉委員、よろしいですか。それでは、表決は1議題ずつさせていただきたいと思しますので、まず報告第19号ですけれども、これについて承認するというところでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないものと認めまして、報告第19号は承認することに決定をいたします。次に、報告第20号について承認をするということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、御異議ないものと認めまして、報告第20号を承認することに決定をいたしました。ありがとうございます。

日程第6「報告第21号議案(平成18年度逗子市一般会計補正予算(第6号))作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

小島委員長

では、続きまして日程第6「報告第21号議案(平成18年度逗子市一般会計補正予算(第6号))作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

武藤教育部次長

それでは、報告第21号議案(平成18年度逗子市一般会計補正予算(第6号))作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案(平成18年度逗子市一般会計補正予算(第6号))作成に伴い意見を求められ、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

それでは、平成18年度逗子市一般会計補正予算（第6号）中、教育委員会所管部分について御説明申し上げますので、お手元の説明書の22ページ、23ページをお開きください。第9款第1項第2目事務局費及び第4目教育研究所費につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の不足額を見込み計上したものです。

次に24ページ、25ページに移りまして、第2項第1目学校管理費から26ページ、27ページの第4項第7目文化プラザホール費につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の不足額及び不用額をそれぞれ見込み計上したものです。

第8目文化・教育ゾーン整備費につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の不足見込み額を計上したほか、逗子小学校体育館の舞台機構を初めとする備品購入経費2,200万円を計上したものです。

次に28ページ、29ページに移りまして、第5項第1目体育振興費につきましては、人事異動等に伴う職員給与費の不用額を見込み計上したものです。

以上で歳出の説明を終わりました、引き続き歳入の説明をさせていただきますので、4ページ、5ページをお開きください。第21款第1項第1目教育債につきましては、歳出で御説明いたしました文化・教育ゾーン整備事業、逗子小学校体育館における舞台機構及びバスケットボール設置に係る義務教育施設整備事業債を見込み計上したものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

小島委員長

ありがとうございました。本件につきまして御質疑、御意見ございますでしょうか。

特にございませんか。では、ございませんようですので、本件について承認をするということによろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

では、本件について承認することに決定をいたしました。

日程第7「その他」

小島委員長

それでは、日程第7「その他」についてを議題といたしますが、議事として何かありますか。

石井体育課長

それでは、第一運動公園50メートルプール及び小坪飯島公園プール平成19年度休止に

ついて御報告いたします。第一運動公園プール及び小坪飯島公園プール有料施設運営事業については、平成12年度より市長部局から教育委員会に委任され、市営プールの開設を実施してきましたが、このたび平成18年11月14日付で市長部局から教育委員会に平成19年度の公園内運動施設に係る使用制限の議案があり、その内容として、第一運動公園の50メートルプール及び小坪飯島公園プールについては、経年による施設の老朽化が著しく進んでおり、安全な運営管理ができないとのことで、平成19年度においては両施設を休止し、そのありさまを含め調査検討する方針であることの依頼がありましたので、その旨御報告いたします。以上です。

小島委員長

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして御質疑などございますでしょうか。

村松委員

これ、できたのはいつですか。老朽化とおっしゃっていますけど、できたのはいつ。第一運動公園。

新明教育部長

第一運動公園については昭和50年の5月です。飯島公園については49年の6月です。

村松委員

第一運動公園の別のプールは大丈夫なんですね。老朽化の方は。

小島委員長

体育課長、50メートルプールだけが老朽化していた。ほかは大丈夫でしょうかということです。

石井体育課長

ほかは大丈夫です。

村松委員

できたのは昭和50年。全部ですね。

石井体育課長

そうです。

五十嵐委員

先ほど教育長の報告事項でしたっけ、学校プールの開放というお話が出ていましたけども、その辺との関連はいかがですか。

新明教育部長

まず、小坪飯島公園のプールを19年度休止しますと、やはりその点において、小坪地区にはプールがなくなるということになりますので、私どもとしては今後予算の要求の段階で、やはり小坪小学校のプールを開放していきたい。そのようなことで予算の要求をしていきたい、そういうふうを考えております。

五十嵐委員

たしか去年、飯島プールの延長を一般市民の方からニーズとして出ていたような気が、期間の延長が出ていたような気がするんですけども、やはり夏の暑いとき、まさに市民にとっては楽しみの一つだと思うんですが、今現在開放されている中学校のプールといいですか、子供たちが使える市内のプールというのはどこになってくるんですか。

新明教育部長

今年の段階ですと、久木小学校それから沼間小学校、その2校だけです。来年は、先ほど言いましたように小坪の方で飯島公園がなくなりますと、やはり支障を来す部分がございますので、その分は私どもとして何とか、非常に予算が厳しいという状況がありますけれども、何とかその分は予算要求はしていきたいというふうに思っているところです。

五十嵐委員

運動とか子供たちのために、確保していただくこと。それと安全管理の面でも、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。プールの件、よろしいですか。ありがとうございます。

では、ほかに何か議事としてありますでしょうか。

倉地学校教育課長

私の方からは、3点にわたりまして御報告をさせていただきます。

まず1点ですが、10月の定例会以後のいじめ問題につきまして、本市の状況について御報告させていただきます。2点目として、中学校国語書写の履修について御報告をさせていただきます。3点目につきまして、10月、秋休みを実施いたしましたので、2学期制移行にかかわりまして、途中経過ですが、報告をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、10月19日以後の定例会以後の本市の取り組みですが、私ども県から10月16日付の通知を受けまして、各校にいじめ問題、あるいは問題行動への対応のあり方に関する再点検を指示いたしました。その点検の中身に基づきまして報告を受けているところでございます。私どもいじめに関しましては、学校からの報告が実態を反映し

てないのであってはならないということで、日ごろより各学校にきめ細かく精査し、報告するよう指導しております。既に御案内のとおり、本市におきましては平成17年度につきましては小学校が3件、中学校が3校におきまして10件のいじめがあったと報告を受けており、詳細にわたり該当校につきましては、事情もあわせて聞いているところでございます。内容につきましては、10月の教育長の御報告の中にもありましたけれども、言葉での脅し、冷やかし、からかい、仲間外れ、暴力等、そういった理由に基づいてのいじめがあったという報告に基づきまして、再度、今年度の各学校の実態につきまして調査精査するよう指導したところでございます。

各学校の報告、かいつまんでお話しさせていただきますと、まず、私どもからの通知文を全職員に学校長が示しまして、周知徹底を図ったこと。職員会議での中身として、いじめ問題を取り上げて、学校の取り組みを再確認したこと。また、PTAの協力を得るため、運営委員会の中で、子供たちの出すサイン等逃さない、そういったことをPTAを巻き込んで取り組んだこと。さらに、学校によりまして、子供たちお一人お一人から調査報告をいただき、それを基に事故防止委員会を立ち上げ、いじめゼロ運動月間の取り組みをした学校がありました。学校の発達段階に即してさまざまな取り組みをしている様子が報告されております。学校生活の中で、いじめの問題につきましては、それぞれ重篤な問題、軽微ないじめから、さまざま起きるだろうと。その中で、起きた中でどう対応を図っていくかといったところが重要なので、さらに現在取り組みを指示しておりますけれども、子供の立場に立った形で、再度もう一回見直していただくという取り組みを現在進めております。

2点目、中学校の国語の書写の履修に関してでございます。本市の中学校3校ともに同じ状況がございましたので、それぞれの学校というより、3校くくめて御報告させていただきます。まず、中学校国語書写の履修につきましても、昨年度の履修状況、1年生につきましては書写の中に毛筆・硬筆ともに実施しておりましたが、2年生、3年生の書写の中に毛筆の授業を行っておりませんでした。本来、書写は毛筆と硬筆の授業を行い、履修時数につきましては1年生で年間28時間程度、2年生、3年生、10時間程度が目安となっており、毛筆につきましては各学年で行うということが学習指導要領で明記されております。この毛筆につきましては、硬筆の基礎を養う上で重要な指導内容と位置づけられております。本市3中学校におきましては、硬筆による書写の能力の基礎を養うことに重点を置き、国語書写の授業の中で、書写の能力を広く生活に役立てるよう指導に当たっており、毛筆を使用する書写の指導を行っておりませんでした。また、国語の基礎的な学力の向上ということに

力を注ぐあまり、書写の授業時数が不足した面があったものと受けとめております。しかしながら、今年度につきまして実態把握いたしましたところ、硬筆書写の能力を養うために毛筆書写を1年生のみならず、2年生、3年生においても適切に指導するよう学校の指導に当たっているところでございます。

なお、現3年生につきましては、2年次において毛筆書写をやっておりませんので、卒業までに指導時間を確保して指導に当たるよう指導しております。この部分につきましては、学習指導要領に基づく教育課程の編成実施を適切に行うよう、3校の部分について指導を強めているところでございます。

3点目、2学期制の報告をさせていただきます。2学期制試行の昨年と本年度の違いにつきましては、大きく言いますと、体育の日を中心としました5日間の秋休み実施ということが本年度行わせていただきました。それぞれ保護者及び学校関係者から、その秋休みを経ての実態把握ということで、逗子市PTA連絡協議会さんの協力を得ること、それから各学校の協力を得て、現在アンケートをかけ、現在集約に当たっているところでございます。いずれにしても、学校関係者、保護者の意見を十分踏まえた形で、19年度を目指していきたいと考えておりますが、それぞれ今上がってきている意見、精査しますと、さまざまな御意見があるので、私ども今、アンケート集約しておりますが、一定の分析を含めて、来月以後、翌月以後御報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

小島委員長

ありがとうございました。ただいまの3点、御報告に対しまして何かございますでしょうか。

村松委員

2項目の書写というのは、1年が28時間、2年が10時間とっておられましたよね。いつこれらについてをカバーするということで、時期的なものとか何か決定したんですか。

倉地学校教育課長

まず、先ほど申し上げましたお時間ですが、学習指導要領にあります1年生につきましては、国語の学習時間の2割、ですから140時間の2割程度を書写に充てなさいと。それから2年、3年生の国語の時間につきましては、105時間ですので、おおよそ10分の1、1割充てなさいということになっております。そんな関係で、1年生の部分につきまして、学校によりまして若干の違いがありますけれども、書写、28時間のところを28時間から35時間ぐらいの時数を充てまして、毛筆18・硬筆10、毛筆27・硬筆8、毛筆20・

硬筆10と、それぞれ学校のカリキュラム違うんですけれども、このような形で1年生については割り振っております。今、委員さんからございました現3年生の取り返し部分ですけれども、今後、各学校の書き初めの指導を図る中で、先年度の部分を補充していくと。本年度の計画ですけれども、2年生、3年生、それぞれ毛筆につきましては10時間の中、2時間程度を毛筆に充てるということで計画立てていると思います。以上でございます。

小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員

このことの是非...是非はないですね、非については、一般の世論として、それに携わる皆さんも受けとめていらっしゃるのかなと思うので、ここで申し上げることもないのかなとも思いますけれども、保護者にしてみれば1週間の時間割を多分渡されるだけで、一体1年間にどれだけの授業を受けているのかということは、多分知らされていないのかなというふうにも思いますし、信頼申し上げて、学校に子供を送り出しているのかなとも思うんですが、どこの部分でそういう裁量で動くようなことが起きてしまうのか、ちょっとお伺いしたいなと思うんですけれども、決められたこと、それから実際やるところの間でそういう何か欠けている部分が生じてしまうのかなと思うんですが、その辺、どこの部分で起きてしまうのか、ちょっと教えていただければなと思うんですが。

倉地学校教育課長

まず、授業時数の問題ですけれども、学習指導要領には標準的な授業時数というのが示されております。中学校につきましては、国語、教科領域、特別活動、そして総合的な学習の時間、合わせまして標準時間が980時間、中学校の場合ですと。小学校の場合ですと945時間。そのほかに、今、委員さんからの御指摘のあったところですが、学校行事というものがああります。この学校行事につきましては、それぞれの学校の今まで経てきた歴史ですとか、目指す学校像に向けて、取り組みの仕方が違います。ですから、久木中学校なら久木中学校は体育祭に力を入れています。それから逗子中学校の場合ですと合唱コンクールに力を入れています。それから沼間中学校ですと文化祭に力を入れています。例えばこういう形であるとしたら、標準的な授業時数、そこでは示すことができないわけですね。ですから、980時間プラスそういった学校の特色、いろいろ含めるそういった中身は、それぞれの学校の裁量の中で任されていると。同じように、それぞれの教科の中で具体的に1年生の実態を見たときに、今、本校の子供たちは、例えば正確にバランスのいい字を、毛筆を使ってまず

基礎固めをしようと、そういったところはそれぞれの担当する先生が実態に基づいて計画を立てていくと、そのようなことになろうかと思えます。そんなことで、子供たちの実態、それから目指す学校像、総合して時数配分を振り分けているかなど、そのように感じております。受けとめております。

村上教育長

この教育課程の編成権は校長にありますので、前年度、次年度に何の教科を何時間指導に当たるという予定表と行事予定、1日の授業時間、この日は5時間やる、6時間やると、全て出す。そうすると、授業の総トータルの時数が出ます。それで教科配分を行い、先ほどの国語の中で大体週2時間と決めていく。それを年間やっていったときに、学習指導要領の示された時間というのは最低条件で、年間総授業時数をキープしているかどうかということ、まずチェックしなければいけない。さらに、教科ごとの指導時間をきちっとなっているかどうかということを決めます。あとは今、課長が話したとおりなんですが、特に合唱なんかやった場合、合唱は特別活動とか、学級活動とかというのがありますけど、授業としてカウントもできるわけです。そういうのを全部調整しまして、教科の年間指導時数が欠落しないようにします。それで校長が最終的に2月から3月の職員会議に教育課程の担当者から出された提案にオーケー出すわけです。

今回の起きた問題というのは、これは非常に私も責任を感じています。昨年度までいた中学校で欠落していたということ、履修漏れがあったことについて。小さい学校には1人か2人しか国語科がありません。その中で、トータルとした国語の時間というものは確保されながらも、どの時間に、毛筆を入れるかというのは、教科担任に任せられます。毛筆の指導するとなると、書き初めなんてやると、道具出したりすると1時間で終わりません。また、地域講師が書道の先生方としてざっと5人か10人来ていただき、体育館でやりますと、その時間だけで3時間か4時間、書写指導の時間がカウントされるわけです。ですので、話が戻りまして、書写指導がいつに何をやるかというのは、チェックするというのは、今回もいい勉強になりましたけれども、教科担任、教科教員に任せのみではなく、自分の学校の教育課程をどう点検していくか、管理していくか、マネジメントしていくかというのは、ある面では大変校長の神経を使うところだなと、いい勉強になりましたし、今後また違う角度からも学校を指導していきたいなと、そういうふう感じております。

村松委員

当然、先生は知っておられたんですね、やってないということ。それは、校長というの

は、その報告というのは、事後報告で受けているんですか。要するに、こういう、校長は全権をもって学校を全体のカリキュラムを組んでいきますよね。各先生方に、それで実行をしてください。多分先生方と話し合っただけで決定するわけ。スタートするんですが、やったことに対するチェックですよ。要するに、きちっとそれを実行されましたかというのは、校長は受けるんですか、受けないんですか。

村上教育長

それは、計画表はチェックします。ただ、結果については、それは信頼しています。一々この水曜日の3時間の国語がなされたかどうかというのは、そこまではやっておりません。ただし、最終的に教育課程の担当者が月末と年間はずっと授業数が確保されているかどうかというのはやっております。国語みたいな教科の性格上、毛筆が何時間で国語の文学教材が何時間であると、こういうチェックはどここの学校もなかなかやっていることじゃない。そういうふうに思います。

村松委員

そうすると、今後も起こり得る可能性って、結構ありますよね。ということは、教員に全部任せっていくということはね。起こり得る可能性ってあるんじゃないですか。

村上教育長

今回今まで任せてやってきた課題で、問題が明らかになりましたので、それについて私も教育委員会は教育課程の報告義務が学校、教育委員会に対してありますので、そのときに、教育委員会としてもチェックするし、校長にもチェックしてもらおう。そういうことで進めてまいりたいと考えております。

五十嵐委員

特色ある学校づくりということがずっと言われて、それを求めてきたのかなとも思うんですが、基本的にやらなければならないことをやらずに特色を持っても、何の意味もないのかなというふうに思うわけで、保護者の信頼を裏切らないような学校づくりを、ぜひまた進めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

小島委員長

ほかにはいかがでしょうか。いじめの話題、2学期制の話題ございましたけれども、よろしいですか。

村松委員

いずれにしても今、アンケートをとっておられる。2学期制については、という話ですが、

恐らくいろんな意見あると思うんですけど、かなりやっぱり先生方の本当は意見を聞き、当然聞いておられると思うんですが、いずれにしても慎重に進めてもらいたい。やっぱり、一回スタートすると、それがもうやるんだと。よくても悪くてもやるんだと。これは国の教育の問題もそうなんです、そのときそのときでぶれては困るわけですね。やはり逗子としては逗子のきちとした信念を持ってやっていくということが必要ですから、今、立候補されている市長の方の中でも、見直すと言っておられる市長候補者もいるわけですね。仮にその方が出たときは、見直しがまた、2学期制を3学期制に戻すとか、そういう混乱するようなことは絶対避けた方がいいと思うんですね。ですから、教育委員会として本当に自信を持っていくということであれば、そういう例えば市長が出てきても、対立しなければいけないという問題も出てくると思うんですね。ですから、よほど学校それからPTA、そして教育委員会といったものがしっかりとした基本的な考えを持って、だからいいんだという、きちっと説得材料をPTAの方、あるいは保護者の方、あるいは先生方にもできるだけものがないと、安易に実行するということはやめた方がいいというふうに思いますから、かなり慎重に検討していただきたい。アンケートが出れば。

倉地学校教育課長

今、委員さんからありましたように、私どもこれまでもそうでしたけれども、今後は慎重に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたい。

小島委員長

またお調べになった結果はこの場にお出しいただけますね。

倉地学校教育課長

はい。

小島委員長

ほかによろしいでしょうか。では、ほかに関心ある事項としてありますでしょうか。

矢島生涯学習課長

それでは、逗子児童文学賞、手づくり絵本コンクールについて御報告をさせていただきます。本年度で第3回目になります手づくり絵本コンクールにつきましては、公募は平成18年10月2日から10月16日までの期間で実施をさせていただきました。応募総数は366冊、うち市内は21冊、残りの345冊は市外・県外からの応募でした。遠く北は北海道から南は沖縄と、全国的な応募状況でした。これからのスケジュールにつきましては、12月6日に選考委員会議の開催を予定しており、市民による投票を12月14日より12月2

1日まで、市民ホールで予定をしております。また、選考委員会議を1月に予定をし、受賞作品を決定させていただき予定です。授賞式につきましては、2月3日に予定をしております。その後、市民ホールで受賞作品を展示する予定であります。以上です。

小島委員長

ありがとうございました。ただいまの御報告、何かございますでしょうか。

よろしいですか。では、ないようですので、ほかに議事として何かありますでしょうか。

森本教育部担当部長

第2回逗子湘南ロケーション映画祭について御報告させていただきます。第2回逗子湘南ロケーション映画祭を12月8、9、10の3日間開催いたします。この映画祭は平成18年2月18日(土曜日)に第1回が開催され、今回は第2回目となります。この映画祭につきましては、地域の魅力を再発見、創造し、広く伝える地域ブランディングに力を注いでいる本市の取り組みとして、湘南に位置する逗子のまち全体を映像ロケーションとしてとらえて、逗子や逗子を軸とした湘南を舞台にした映像制作を推進していくこととしています。逗子文化プラザホールでは、映像を中心とした地域ブランディングを推進するために、逗子ゆかりの映画、新人監督や映画学校卒業生製作の映画を上映する第2回逗子湘南ロケーション映画祭を開催するものです。

映画祭の初日は、市民参加によるビデオフェスティバル等、湘南に係る映像や、市の制作ビデオ、これにつきましては各部のPRビデオを上映いたします。教育委員会といたしましては、図書館の宅配サービスなどの利用の方法についてドラマ風につくったPRビデオを作成して、それを発信いたします。また児童・生徒が授業で制作しました作品を上映するほか、映画祭講演会として、深谷シネマを運営するNPOの竹石研二さんを迎えての講演会なども予定されています。市内各小中学校の紹介や授業等で製作した作品を発表する予定でございます。

今年は逗子を中心とした映画祭による映像化を前提としたシナリオ大賞というものを発足しまして、広く公募いたしました。その結果、中編の部54編、短編の部69編の御応募をいただきまして、現在最終選考中です。そして12月9日(土曜日)17時から、その授賞式を行います。その後交流パーティーなども予定されております。

3日目は、12月10日には逗子市内でもロケが行われた、今年公開された話題の映画「タイヨウのうた」を上映いたします。上映前には監督の小泉徳宏氏による監督トークが行われ、映画づくりにまつわる裏話など、その他のエピソードを伺います。そのほか、他の映

画祭の優秀作品などが上映されることとなっております。以上でございます。

小島委員長

ありがとうございます。今の件、何かございますか。

よろしいですね。では、何かほかに議事としてありますでしょうか。

では、ないようですので、これをもちましてその他について終わらせていただきます。

最後に次回の定例会ですけれども、次回は12月21日（木曜日）午後3時からを予定しております。

これをもちまして教育委員会11月定例会を終了いたします。ありがとうございました。